

生活保護受給者就労準備支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業 業務委託に係るプロポーザル募集要項

1 事業の目的

就労に向けた課題をより多く抱える生活保護受給者や生活困窮者に対し、就労支援にあわせて、就労意欲の喚起や一般就労に従事する準備としての日常生活習慣の改善を総合的かつ段階的に支援することで、経済的自立のみならず、日常生活・社会生活の自立を図ることを目的とする。

2 プロポーザルの趣旨

本業務委託においては、民間事業者のノウハウと創意工夫を最大限に活かすことが有効であることから、業務内容についての技術提案を求めるプロポーザルを実施する。

3 委託業務の概要

(1) 委託する業務

生活保護受給者就労準備支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業

(2) 業務委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

翌年度以降については、業務の履行実績を評価し、良好であり、かつ継続して委託することが妥当と判断される場合には、引き続き契約することがある。ただし、3年を限度とする。

(3) 委託契約上限額

34,217,803円（消費税等を含む）

【内訳】

生活保護受給者就労準備支援事業 33,910,243円

生活困窮者就労準備支援事業 307,560円

(4) 支援対象者数（見込み）

生活保護受給者就労準備支援事業 300名程度

生活困窮者就労準備支援事業 6名程度

(5) 履行場所

新宿区（以下「区」という。）が指定する場所

4 委託業務の内容

別紙「生活保護受給者就労準備支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業業務委託仕様書（案）」のとおり。

5 参加資格

事業者がプロポーザルに参加するための資格は、以下の全てを満たすこととする。

なお、基準日については、公募開始の日とする。公募開始は、本募集要項を、区公式ホームページに掲出し、公表した日（令和8年1月21日（水））とする。

また、契約時までに以下の応募資格を欠いた場合は、契約をしないことができるものとする。

（1）業務責任者が以下の資格、経験を有していること。

ア キャリア・コンサルタント及び産業カウンセラーの資格を有しており、相談者に対して適切なアセスメントを行うために必要な知識を有していること。

イ 公の機関、民間企業等における就労支援若しくは人事・労務管理、又は公の機関、民間企業等での社会福祉事業の実務経験が5年以上（令和7年12月末現在）であること。

（2）令和3年度以降、官公庁から類似業務の受託実績があること。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する欠格事項に該当しないこと。

（4）東京電子自治体共同運営電子調達サービスにおいて、新宿区の物品買入れ等競争入札参加資格を取得していること。

（5）従業員等に社会保険加入資格がある場合は、加入させていること。

（6）金融機関の取引が停止されている等、経営不振の状況ないこと。

（7）会社更生法（平成14年法律第154号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていること。

（8）民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生手続開始決定がなされていること。

（9）新宿区競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱（平成13年10月1日付け13新総財第550号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（10）新宿区契約における暴力団等排除措置要綱（平成24年2月3日付け23新総契契第2218号）別表の左欄に掲げる措置要件に該当していないこと。

（11）プライバシーマークの認証、又はこれに準ずる認証（ISMS 認証等）を取得し、情報セキュリティや個人情報保護に関する適切な安全管理措置を講じていること。

6 参加手続き

プロポーザルに参加しようとする事業者は、以下、7 応募書類（1）、（2）に記載された提出書類及び部数を令和8年2月3日（火）午後5時までに福祉部生活福祉課へ持参にて提出すること。なお、上記提出物の返却は行わない。

※あらかじめ来庁日時を福祉部生活福祉課へ連絡すること。

7 応募書類

(1) 提出書類

- ア 「生活保護受給者就労準備支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業業務委託に係るプロポーザル参加申請書兼誓約書」(第1号様式)
 - イ 「会社概要」(様式は問わない)
 - ウ 「企画提案書」(第2号様式)
 - エ 「見積書」(第2-2号様式)
- ※当該見積書の記載額については、受託候補者の選定時に用いる。また、委託内容に対して著しく不適切な見積額の場合は参加不適切とする場合がある。
- オ 「登記事項証明書又は登記簿謄本」
 - カ 「定款又は寄付行為の写し(法人格を有しない場合は、団体規約の写し等、定款等に相当する書類)」
 - キ 「直近3年分の財務諸表(貸借対照表、損益計算書)」
 - ク 「5(1)アで規定している資格が確認できるもの」
 - ケ 「プライバシーマーク使用許諾証等」プライバシーマークやISMS認証(JIS Q 27001)などの認証を取得していることがわかる書類(プライバシーマーク使用許諾証やISMS認証登録証の写し)を提出すること。

(2) 提出部数

- ア 正本1部(上記(1)の全ての書類)
- イ 副本6部(上記(1)のイ及びウの書類)

(3) 留意事項

- ア 企画提案数は、1事業者等につき1件とする。
- イ 別添で定めた様式のある書類については、所定の様式を用いること。
- ウ 副本においては、法人名を特定する表現の使用をしないこと。すでに名称が記載されている書類等は塗抹する等して特定できないようにすること。
- エ 提出書類はA4縦を原則とし、A4以上を使用する場合は、折込しA4で統一すること。
- オ 提出書類ウについて、文字サイズは12ポイントで統一し、記載内容が枠内に収まらない場合は、枠を拡大すること。
- カ 提出書類アからク(イ及びウを除く)について、A4フラットファイルに左綴じにして提出すること。
- キ 提出書類イ及びウについて、A4フラットファイルに左綴じにして必要部数分を提出すること。
- ク 提出書類ウについては、電子データについてもメールで提出すること。

(4) 辞退

プロポーザルに応募した事業者（以下「参加事業者」という。）が応募書類の提出後に辞退する場合は、11(5)に定める事業者の選定があるまで、「生活保護受給者就労準備支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業業務委託に係るプロポーザル参加辞退書」（第3号様式）を福祉部生活福祉課へ提出すること。

※あらかじめ来庁日時を福祉部生活福祉課へ連絡すること。

(5) 失格

参加事業者が次に掲げる条件のいずれかに該当したときは、失格とする。

- ア 募集要項に定める手続きを遵守しないとき。
- イ 応募書類に不足があったとき又は虚偽の記載があったとき。
- ウ 応募資格の要件を満たさなくなったとき。
- エ 見積額が委託額の上限の範囲外であるとき。
- オ その他募集要項の条件に適合しないとき。

なお、選定の結果、最適な事業者となった参加事業者が、契約を行うまでの間に当該要件を満たさなくなったときは、次点の参加事業者と契約交渉を行う場合がある。

8 企画提案事項

企画提案書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 官公庁からの類似事業の受託実績

令和3年度以降の、類似事業の受託実績について、官公庁名、受託年度、事業名、事業概要を記載すること。

(2) 運営体制

- ア 従事する組織及びその組織の補佐又は管理監督する組織について、記載すること。
- イ 従事する予定の方について、役職、経歴、保有する資格等を記載すること。
- ウ 従事者の募集方法について、記載すること。
- エ 従事者への研修体制について、記載すること。

(3) 実施方針

- ア 業務を遂行するための基本的な考え方を記載すること。
- イ 受託後、円滑に業務を引き継ぎ、業務を遂行するための対策を記載すること。

(4) 業務の実施方法

- ア 活動計画の策定方法について、記載すること。
- イ 支援の具体的方法について、記載すること。

- ウ 各種セミナーの計画について、記載すること。
- エ 生活保護受給者と生活困窮者への支援方法について、違いがあれば記載すること。
- オ 外国人に対する支援について、記載すること。
- カ 効果測定の方法について、記載すること。
- キ 区との連携体制について、記載すること。

(5) 事務所の場所

- ア 事務所の場所（予定）について、記載すること。
- イ 事務所の面積、設備、配置等について、記載すること。

(6) 個人情報保護

個人情報の取扱いについて、記載すること（保管、利用、運搬、事故防止方法等）。

(7) 危機管理体制

- ア 事故、緊急時の対応について、記載すること。
- イ ボランティア体験、就労体験の機会に加入予定の傷害・賠償責任保険について、記載すること。

(8) その他独自提案・取組み等

その他の提案事項があれば、目的・提案理由などについて、記載すること。

9 公募スケジュール（予定）

公募スケジュール（予定）は次のとおりとする。

(1) 募集要項の掲出及び配布

ア 配布期間

令和8年1月21日（水）から令和8年2月3日（火）午後5時まで

イ 配布方法

（ア）区公式ホームページへの掲出

（イ）窓口配布 平日午前8時30分から午後5時まで

・福祉部生活福祉課（新宿区役所第二分庁舎1階）

(2) 質問の受付

令和8年1月21日（水）から令和8年1月27日（火）午後5時まで

(3) 質問の回答

令和8年1月30日（金）

(4) 応募受付

ア 受付期間

令和8年1月21日（水）から令和8年2月3日（火）午後5時まで

イ 受付場所

福祉部生活福祉課（新宿区役所第二分庁舎1階）

(5) 第1次選定

令和8年2月6日（金）

(6) 第1次選定結果通知

令和8年2月10日（火）

(7) 第2次選定

令和8年2月13日（金）

(8) 第2次選定結果通知

令和8年2月24日（火）

※第1次選定及び第2次選定の日並びに結果通知日については、変更する場合があるので注意すること。

10 質問について

(1) 質問の受付及び回答期限

上記9（2）（3）のとおり

(2) 質問方法

「生活保護受給者就労準備支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業業務委託に係るプロポーザルに関する質問書」（第4号様式）に必要事項を記入の上、電子メールにより福祉部生活福祉課あて送付すること。なお、送付後に電話で事務局に質問書が届いていることを確認すること。電子メール以外の方法（電話、事務局窓口、FAXなど）による質問には、一切応じない。

【質問書の送付先】

福祉部生活福祉課庶務係（新宿区役所第二分庁舎1階）

所在地 〒160-0022 東京都新宿区新宿五丁目18番21号

電話 03-5273-4555

電子メール seikatsu@city.shinjuku.lg.jp

(3) 回答方法

寄せられた質問に対する全ての回答を下記15に記載の区公式ホームページに掲載する。

11 選定方法及び結果通知

(1) 事前評価

福祉部生活福祉課に提出された応募書類について、以下に掲げる項目の事前評価を行う。

ア 募集要項に定める手続きを遵守しているか。

イ 提出すべき応募書類が提出されているか、明らかな虚偽が疑われる記載がないか。

ウ 5に定める参加資格を満たしているか。

エ 見積額が委託額の上限の範囲内であるか。

オ その他、募集要項の条件に適合しているか。

(2) 事前評価の結果、上記に掲げる点のいずれかの条件に不備があったときは、7(5)に定める失格条件に該当するものとして、別に定める生活保護受給者就労準備支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業業務委託に係る事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告する。なお、失格となった場合の通知は、第1次選定の結果通知の時とする。

(3) 第1段階評価（第1次選定）

選定委員会を開催し、事前評価の結果及び参加事業者から提出された企画提案等について書類評価を行い、評価の結果、評価の高い参加事業者上位3者（参加事業者が3者又は3者に満たない場合は全者）を選定する。ただし、第1段階評価の評価点の合計点が、満点の6割に満たない参加事業者については、第2段階評価を行わないものとする。なお、参加事業者が1事業者であった場合も、同様の方法により、選定を行う。

(4) 第2段階評価（第2次選定）

選定委員会を開催し、第1段階評価で選定された参加事業者についてプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、第2段階評価を行い、評価点の合計点が、満点の6割を超えた参加事業者について価格評価を行うものとする。なお、参加事業者が1事業者であった場合でも、同様の方法により選定を行う。プレゼンテーションは、企画提案書に記載した事項について行うこと。

ア 会 場 新宿区役所第二分庁舎分館1階会議室（予定）

イ 時 間 1参加事業者につき、プレゼンテーション（15分）、ヒアリング（20分）を行う。

ウ 参加人数 本業務に直接従事する者（業務責任者）を含め、説明者は3名までとする。

エ そ の 他 プrezentationのための機材は、必要に応じて、各事業者が準備し、準備時間は5分とする。資料の追加、差し替えは認めない。
また、集合時間に遅れた場合は棄権したものとみなす。

(5) 受託候補者の選定

特別の事情があると認めた場合を除き、第2段階評価の評価点及び価格評価点の合計点が最も高い事業者を受託候補者として選定する。

(6) 評価基準

別紙「生活保護受給者就労準備支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業業務委託に係るプロポーザル評価基準」のとおり。

(7) 結果通知

事前評価の結果及び第1次選定の結果については、上記9（6）に記載の期日に、郵送及び電子メールで通知する。受託候補者の選定結果については、上記9（8）に記載の期日に、郵送及び電子メールで通知する。

（8）結果の公表

選定の結果、受託候補者に選定された事業者について、下記15に記載の区公式ホームページに公開する。

1.2 契約の締結、業務の執行

区は、選定委員会が選定し、決定した参加事業者との間で、契約内容の詳細を協議の上、委託上限額の範囲内で契約を締結する。

なお、企画提案し、選定された事業の内容、規模等については、双方協議の上、変更する場合がある。

1.3 留意事項

（1）経費

プロポーザルの参加に要する費用は、参加事業者が負担するものとし、区はいかなる経費も負担しない。

（2）提出物の取扱い

企画提案書等の応募書類については、区の所有物として区が適切に管理及び廃棄し、応募者への返却は行わない。応募者は著作権法に規定された著作権者としての権利を主張しないものとし、企画提案書等の応募書類は理由の如何にかかわらず返却しない。

（3）適正な手続きの遵守

提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とする。応募書類の提出期限後における差替え及び再提出は一切認めない。

また、参加事業者が、生活保護受給者就労準備支援事業及び生活困窮者就労準備支援事業業務委託に係る事業者選定委員会の委員長及び委員と接触することを禁ずるものとし、違反した場合には、選定から除外する。

（4）外部への公開

提出された応募書類は、情報公開制度の趣旨に則り個人情報や事業者の正当な利益を害するおそれがある情報を除き、原則公開とする。

1.4 その他

本件に係る契約締結は、令和8年度予算が成立することを条件とする。

1.5 事務局（問い合わせ先）

新宿区福祉部生活福祉課庶務係（新宿区役所第二分庁舎1階）
所在地 〒160-0022 東京都新宿区新宿五丁目18番21号
電話 03-5273-4555（直通）
電子メール seikatsu@city.shinjuku.lg.jp
ホームページ <https://www.city.shinjuku.lg.jp>